

平成 28 年 10 月 3 日
総合教育会議資料
教育部教育支援課

国・都の支援制度の拡充に伴う奨学金の見直しについて

1 奨学金見直しの目的について

平成 22 年度より公立高校の授業料の無償化、私立高校の授業料に対する援助が始まり、平成 26 年度には、更にこの就学支援金制度が拡充された。また、授業料以外の教育費に充てる目的で奨学給付金制度も創設された。国・都の支援が拡充され、武蔵野市奨学金の対象者が重なるなどの理由から、現行制度の見直しについて整理する必要がある

2 武蔵野市奨学金の現状

武蔵野市奨学金は、高等学校等に在籍する生徒で、学業を継続する意欲がありながら、経済的理由により修学することが困難なものに対して修学上必要な資金（奨学金）を支給することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与する目的で、昭和 46 年度より実施している。

奨学生は、経済的理由の程度と学業意欲等を考慮し、奨学金審議会で審査し決定しており、平成 28 年度は 60 名の生徒が受給している。しかしながら、下記の点において、見直しが必要な時期を迎えている。

- (1) 国・都の支援が拡充され、武蔵野市奨学金の対象者が重なっており、検討が必要である。
- (2) 武蔵野市奨学金の所得基準が、4 人家族で年収 727 万円と緩やかであり、給付型奨学金の所得基準として妥当なのか、見直しが必要である。
- (3) 奨学金の最初の支給が入学後の 4 月となっており、高校入学前の入学金や学用品など多額の費用がかかる時期に奨学金を活用することができない。

3 国・都の各種支援制度について

- (1) 国の就学支援金は、授業料に充てる目的で創設されていたが、私立高校生に対する就学支援金が世帯の収入に応じて加算して支給されることになった。
- (2) 都の授業料軽減助成金制度が、私立高等学校等に通う授業料の一部を助成するとして創設された。
- (3) 都の奨学給付金が、公立・私立を問わず授業料以外の教育費に充てる目的で、生活保護・非課税世帯の高校生に対して、支給されるようになった。

4 新たな市の支援の必要性について

- (1) 高校入学前には、入学金や学用品など多額の費用がかかるため、進路決定後、入学前に低所得世帯を対象に支援を行う制度が必要ではないか。
- (2) 授業料以外の教育費に充てる奨学給付金の対象者が、生活保護世帯・非課税世帯となっており、それ以外の低所得世帯を対象に支援を行う制度が必要ではないか。
- (3) 上記の制度を実施する場合、低所得世帯を対象とする所得基準を採用し、かつ申請手続きを簡略化できるよう検討が必要ではないか。